

（１）テクノアカデミーの学生を対象とした人材育成事業業務
業務委託仕様書

1 委託業務の目的

テクノアカデミー浜の再エネ機器と水素発生装置を活用して、将来を担う若年層を対象に、再エネと水素活用に関する講習会等を実施してエネルギー利用に関しての技術習得及び地域の若年者への理解普及を図る。

2 委託業務の概要

テクノアカデミー浜の学生を対象として燃料電池自動車（以下「ＦＣＶ」という。）製作の講習会や特別授業の企画及び関係機関との調整、運営支援

3 委託業務の内容

（１）企画

既存のソーラーカーを、燃料電池とソーラー電池搭載のハイブリッドＦＣＶへ改造を行い、秋田県大潟村で開催される大会へ出場する。また、製作したＦＣＶで長距離走行を行い、学生の技術的な挑戦を広く県民に発信するとともに、走行データの収集および車両の継続的な改良に取り組む。

ア ＦＣＶ製作及び性能評価について（講習会及び特別講義）

①キックオフイベントとして特別講義を実施 １件以上

②ＦＣＶの製作講習 ５件以上

- ・既存ソーラーカーのＦＣＶ化製作指導

技術仕様の検討支援、デザイン支援、カウリング支援

③ＦＣＶの長距離走行性能評価・改良講習 ２件以上

- ・長距離走行性能評価プロジェクトを県内にて実施し、地域自治体や企業と連携して車両の各種データ取得と性能評価を行う

- ・水素利活用の理解促進を目的に、県民の関心と共感を得られる内容とし、必要な講師派遣および行政手続き等に関する伴走支援を実施（※プロジェクト期間は数週間から数か月を想定）

- ・性能評価結果をもとに改良点を整理し、授業に反映するプランを策定

- ・改良作業に対するエンジニアによる技術的な伴走支援を行う

- ・講習の実施効果を把握するため、講習受講前と終了後に学生向けアンケートを実施する

イ 各種展示会出展支援（REIFふくしま等） ３件以上

ウ 高校生を対象とした特別授業 １件以上

- ・再エネや水素について、体験的に学べる授業を企画・運営

- ・テクノアカデミー浜の知名度向上に資する内容とする

※講師、会場の手配、広報、受講者の募集、受講者との連絡調整

エ 記録および広報活動

- ・参加者のプライバシーに配慮したうえで、広報用の記録を実施

- ・ポータルサイトを立ち上げ、SNSやテレビ等を活用して取組内容を広く発信
- ・活動の成果をまとめた広報用動画を作成（2分版1本、10分版1本）

（2）開催及び実施計画等

実施期間の開始から終了までの業務計画を示し、内容について県またはテクノアカデミー浜とあらかじめ協議した上で決定すること

（3）開催場所等

- ・講習の開催場所は、テクノアカデミー浜とする
- ・長距離走行については企画提案すること

（4）記録作成

- ・参加者のプライバシーに配慮したうえで記録を作成し、内容の修正等の必要がある場合は県の指示に従うこと

（5）実施報告書等の提出

- ・業務完了後、速やかに以下の内容を記載した報告書等を県に提出すること。
- ・講義の実施状況
- ・各種展示会の出展結果
- ・学生向けアンケート集計結果
- ・本業務実施後の事業効果を把握する手法による結果の確認及び集計・分析
- ・講習会の評価・反省点 等

4 関係機関との連携

特別講義及び授業の実施に当たっては、県またはテクノアカデミー浜、講師との依頼や連絡調整等を行い、必要に応じながら定例打合せ等を実施すること

5 実施体制

- （1）受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- （2）受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、県との協議や定例会・打合せ等に参加させるものとする。
- （3）受託者は、講習会の実施における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

6 委託料に含まれる経費

委託料には、授業に係る講師の謝金及び旅費、運搬等の委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、授業で使用する製作機材及び材料費は除く。

（1）使用可能設備機材等

表1の設備機材等を利用することで、経費の有効な活用方法も可能。

表1 テクノアカデミー浜使用可能設備機材等

会場	テクノアカデミー浜の教室・実習場（使用日時は事前要相談）
プロジェクター	1台利用可能
モニター	55インチ 4 Kモニター

パソコン・タブレット	性能・台数について（要相談）
駐車場	グラウンド及び校内駐車場使用可能
無線通信環境	Wi-Fi環境あり
学校備品	工具、イス、テーブル、演台、マイク、音響機器など

上記表にない機器や設備の有無や各機器のスペックや数量等については、問い合わせること。

7 実績報告書の提出

受託者は、本業務履行期限までに、3(5)に記載したもののほか、次に掲げる成果品を県に提出すること。

- (1) 実績報告書（本業務の実施内容がわかるもの）
- (2) 業務完了報告書（印刷物） A4 版 5部
- (3) 電子媒体（CD-R 等）2部
- (4) その他（県が必要と認める資料）

8 その他の留意事項

- (1) 委託業務により製作される成果物の著作権は県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し、調整を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。